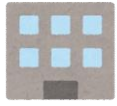


＼なかしべつの産業を元気に！／

施設の新設・増設を応援します！



一定の条件を満たす施設等の新設・増設について、
固定資産税の25%相当額を3年間補助します。



◎中標津町産業振興奨励金

補助額

当該資産に係る固定資産税額相当の25%
(基準年度から3年間)



補助対象

中標津町内において以下の条件を満たす施設の新設または増設を行う場合

種別	投資額	新設・増設に伴い増加する従業員数 ※常時雇用	概要
工場	5千万円	10人	物の製造・加工を行う施設
観光施設	1億円	10人	宿泊施設、遊園地及びこれに類する施設
特産品開発施設	1千万円	5人	地域特産品の開発等地域活性化に寄与する施設
その他の施設	5千万円	10人	本町の産業振興上特に必要と認められる施設

申込方法

原則、工事着手1ヶ月前までに指定申請書等を提出し、町の指定を受ける必要があります。
詳しくは中標津町役場(☎73-3111)までお問い合わせください。

ご注意

以下に該当した場合は取消しとなり、補助金の返還となります。
○要件を満たさなくなったとき
○事業を休廃止したとき、またはその状態にあると認められるとき
○町税等を滞納したとき

◎お問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町 経済部 経済振興課 商工労働係
☎ 0153-73-3111(内線365) ✉ shoukou@nakashibetsu.jp



お気軽に
お問い合わせください！

Q & Aは裏面をご覧ください

中標津町産業振興奨励金 Q & A



Q 1. 補助金額は？

A 1. 補助対象部分の固定資産税額相当の25%を補助しますので、詳細な補助金額は固定資産税額が算定されてから確定します。
なお、固定資産税の課税相当額のうち、該当する資産に係る固定資産税のみが対象となります。

Q 2. 補助金はいつもらえますか？

A 2. 基準年度（最初に固定資産税が課税された年度）の翌年3月頃に交付します。
基準年度から3年度に渡り、固定資産税相当額の25%を補助します。

Q 3. 「その他の施設」はどんな施設が該当しますか？

A 3. 「町の産業振興に必要と認められた施設」が該当となります。
過去には大型商業施設や医療機関、介護施設などが該当となっています。

Q 4. 雇用する従業員数は正社員である必要がありますか？

A 4. 1日8時間以上勤務していればパートや臨時雇用の方でも該当します。
8時間に満たない場合でも、勤務時間を8時間で除して得た数を「常用換算数」として従業員数に計上出来ます。

Q 5. 申請は1事業者1回のみですか？

A 5. 申請（施設）ごとに補助要件を満たしていれば何度でも申請できます。

Q 6. 工事着手後だと申請できませんか？

A 6. 工事着手1ヶ月前までの申請が原則ですが、基準年度から3年度以内であれば申請できます。
ただし、補助金の交付は基準年度から3年度以内に限られますので、申請が遅れると実際に交付される補助金額が減少することがあります。

Q. どのような申請が必要ですか？

A. 「指定申請」を行い、町の指定を受ける必要があります。
指定を受けた後も、事業状況報告が必要です。

	申請内容	申請時期	添付書類の例
1	指定申請	工事着手まで	図面、完納証明書、従業員名簿、雇用保険被保険者台帳、事業収支計画書など
2	工事着手届	工事着手時	
3	工事完了届	工事完了時	
4	事業開始届	事業開始後	新規雇用者内訳、雇用保険被保険者台帳など
5	補助金交付申請	固定資産税確定後	町税の収納状況等調査同意書、従業員名簿、雇用保険被保険者台帳、決算書、図面など
6	事業状況報告	決算後	決算書、従業員名簿など

※5・6は3年間毎年申請が必要となります。